

## 「漸進的無償化@日韓」 科研企画 2019（3）のご案内

科研費  
KAKENHI

### 人権侵害を問う：国内法制から（西川氏）／国際人権法から（申氏）

日 時：2020年1月25日（土）13時開場、13時半～17時（その後に指導助言タイム～19時）

場 所：フォレスト本郷 会議室（ヴァンケットルーム） <https://www.forest-hongo.com/>  
電話：03-3813-4408（〒113-0033 東京都文京区本郷 6-16-4）

アクセス：東京メトロ丸ノ内線、都営大江戸線「本郷三丁目駅」徒歩10分 <https://www.forest-hongo.com/access/>  
次 第：

#### （1）13時半～15時（仮）高等教育費の費用負担をめぐる法的検討

——奨学金保証人過払訴訟と大学等修学支援法に伴う授業料免除打ち切りに対する法的救済の可能性

西川 治 氏（弁護士／神奈川総合法律事務所、奨学金問題対策全国会議事務局次長）

（主著：「貸与型奨学金における大学ごとの延滞率の検討」『大学評価学会年報』（14）2019ほか、ブログ：<http://wriver.cocolog-nifty.com/>）

#### （2）15時～17時（仮）国際人権A規約「教育への権利」に係る「人権侵害」とは——社会権の権利性の観点から

申 恵 豊 氏（シン・ヘボン／青山学院大学教授、国際人権法学会前理事長）

（主著：『国際人権法：国際基準のダイナミズムと国内法との協調 [第2版]』信山社 2016ほか、Twitter：<https://twitter.com/hashtag/%E7%94%B3%E6%83%A0%E4%B8%B0>）

2019-21の3か年で進めている「漸進的無償化@日韓」科研（代表・渡部昭男）では、特別企画(1)6月8日：キム・フンホ氏「ムン・ジェイン政権2年目の教育政策動向」、同(2)9月14日：小沢修司氏「ベーシック・インカムからみた若者支援（若者年金）」、武村二三夫弁護士「国際人権規約にかかる日弁連の活動と社会権規約13条『教育への権利』」を開催した。

2020年4月から大学等修学支援法が施行予定であるが、奨学金破産問題は依然として解決していないし、従来の学費減免措置が受けられない学生が約2万人とも推計されている。同法施行をひかえたタイミングにおいて、今回は西川治弁護士と申恵豊教授をお招きして、日本国憲法「教育を受ける権利」、国際人権A規約「教育への権利」に係る「人権侵害」と「法的救済の可能性」について、さらに学びを深めたい。

これまでの特別企画の資料公開 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81011677.pdf>

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81011881.pdf>

定 員：20名（参加希望の方は渡部まで必ずご一報下さい）参加費不要



基盤研究(C)課題番号 19K02864

略称「漸進的無償化@日韓」科研

研究代表者 渡部昭男（神戸大学大学院教授）

[akiowtnb@port.kobe-u.ac.jp](mailto:akiowtnb@port.kobe-u.ac.jp)